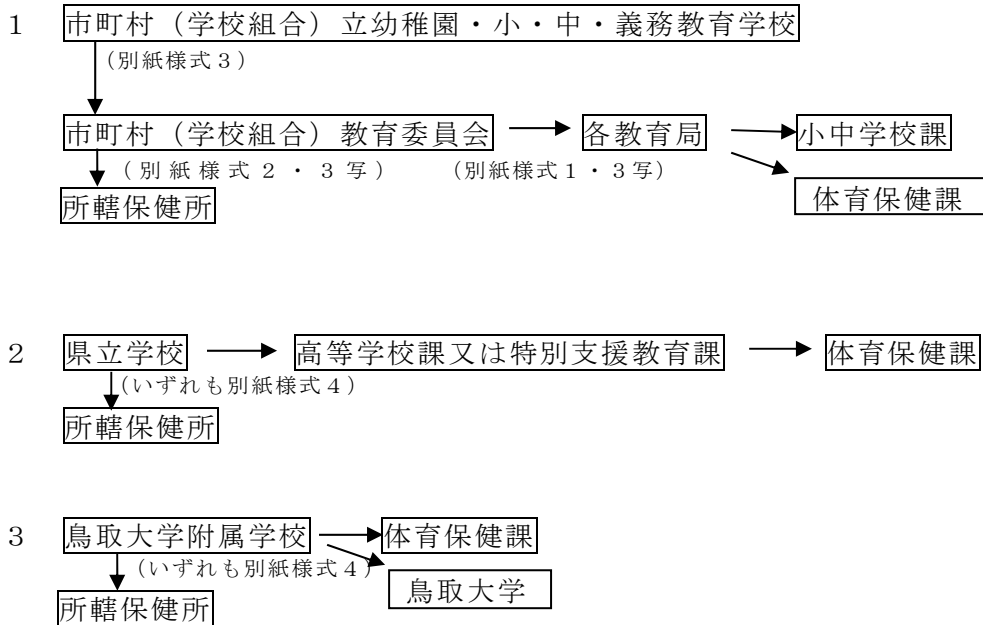


## 感染症発生時の報告ルート及び様式等

学校保健安全法第20条の規定により、学校の全部又は一部の休業を行った場合



※「麻しん」「結核」「腸管出血性大腸菌感染症」が1名でも発生した場合は、同じ報告ルートで「出席停止」報告(別紙様式1、別紙様式2に出席停止の内容が分かる書類を添付)して下さい。

【報告時期】 措置決定後、速やかに（休業日午前中までに）報告すること。

【報告方法】 様式による報告は、第一報を速やかにファクシミリで報告するとともに、報告後に書面でも報告すること。

報 告 先	ファクシミリ番号
県教育委員会 体育保健課	0857-26-7542
〃 小中学校課	0857-26-8170
〃 高等学校課	0857-26-0408
〃 特別支援教育課	0857-26-8101
〃 東部教育局	0857-22-1607
〃 中部教育局	0858-23-5203
〃 西部教育局	0859-35-2096
鳥取市保健所	0857-22-5669
倉吉保健所	0858-23-4803
米子保健所	0859-34-1392